

# 玄海プルサーマル裁判ニュース

No.30  
発行日 2019.11.20



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎  
編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美  
〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213  
編集責任 永野浩二

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com  
URL : http://saga-genkai.jimdo.com/  
Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu  
Twitter : @sagakarakaeru

裁判進行中

玄海全基運転差止裁判

被告:九州電力 原告336人

裁判終了

MOX燃料使用差止裁判

原告130人 ⇒ 不当判決

玄海許可処分取消行政訴訟

被告:国 参加人:九州電力 原告382人

3・4号再稼働差止仮処分

債権者236人 ⇒ 不当決定



## 7/10 仮処分抗告審 不当決定を許さない

# 国の理不尽な原発政策に司法が追随

7月10日、福岡高等裁判所(山之内紀行裁判長)は仮処分抗告審において、玄海3・4号機の運転差止を求めた住民の申し立てを棄却した。九州電力の言い分丸呑みで、危険な原発の稼働を認める、理不尽極まりない不当な決定だった。

福島第一原発事故の犠牲を何ら受け止めず、国策に追随した裁判所の姿勢は、司法の役割を放棄したと言わざるを得ない。

### 私たちの訴え

(→p.4に詳報)

- ・基準地震動が過小評価
- ・配管検査体制に不備
- ・巨大噴火の可能性あり

### 福岡高裁決定

- ・基準地震動は新規制基準に従い、合理的
- ・配管の健全性確保に適切に取り組んでいる
- ・社会通念として巨大噴火は想定しなくてよい

原発はひとたび事故を起こせば、放射能がばらまかれ、命、健康、自然環境、ふるさと、人間関係...すべてを奪う。なぜ一企業の利益のために、私たちは被ばくを覚悟しなければならないのか。

今、全国で豪雨、台風、地震、猛暑など大規模な自然災害が相次いで発生している。原発事故

との複合災害となったら、さらに甚大な被害となるのは必至だ。しかし、原発事故だ



けは人の手で止めることができる。一刻も早く全国の原発の稼働を止めなければならない。

9月19日、東京電力幹部の無罪判決。9月26日、関西電力高浜原発をめぐる原発マネー還流問題発覚。私たちの怒りは増すばかりだ。

“犠牲の上にしか成り立たない原発”はいらない。法廷の内外でできる行動を続けていく。

佐賀地裁で続く全基差止裁判(被告:九電)、行政訴訟(被告:国)は来年7月17日結審へ向けて大詰めである。全基では10月25日に41名が追加提訴を行い、原告は計336名となった。

裁判勝利へ向けて、皆様からのご支援をどうぞよろしくお願いたします。

## 全基差止・行政訴訟(佐賀地裁) 2020年7月17日結審

### No.30 CONTENTS

- 不当決定を許さない ...1
- 原告意見陳述 池天平／阪上武 ... 9
- 佐賀地裁プレゼン報告 ...5
- 九電交渉報告(使用済MOX・乾式) ...13
- 原告意見陳述 本河知明／井ノ上利恵 ...6
- “ゲンパッチー”紹介／お知らせ ...14

## 仮処分不当決定を受けて

### 非科学的・非論理的判決を許さない 北川浩一

小雨交じりの福岡高裁門前に集合。

2010年の訴訟開始以来、非科学的、非論理的、納得のいかない判決の連続。今回も2017年6月の佐賀地裁不当判決から2年、固唾をのんでこの日を迎えた。弁護団の緻密な科学的反証により、理論的に敗訴の要因はないと思われた。

上級審として後世に指弾されない科学的判断を下せるのか、従来の企業、国策追随の忖度判決の再現なのか、勝訴敗訴それぞれの旗を用意し門をくぐった。

原告代表が受理した内容は抗告棄却。

非科学的基準地震動、根拠なき社会通念でしか補強できない火山問題、配管問題の危険性無視。司法の判断忌避ともとれる国策追随の納得できない結果。後世に残る迷判決となった。規制基準が本来目的とする、原子力災害から国民を守る機能を果たしているのか、福島災害の再発を防げる役割を果たしているのか曖昧であり、想定内とはいえ劣化した司法に怒りを禁じえない。

9月11日、規制庁は新しい科学的知見を用いた耐震評価手法見直しの方針を公表した。これにより耐

震補強が全原発にバックフィットされる。福岡高裁裁判官はどういう思いでこれを聞いただろうか。耐震補強が必要な原発は法の主旨から即停止が当然である。工事期間中は事故無縁を妄信する想定外という言葉い逃れは免罪符にならないことを肝に銘ずべきである。

また、判決後の報道の質の低さに驚かされた。判決の道筋さえ見えない国難の原因となった原発裁判の判決については、細大漏らさず国民が理解できるような具体的な争点解説報道が必要である。我々もまた裁判以外の場で今回の争点と司法判断の問題点を広めていかねばならない。

穴だらけのテロ対策特重施設、仏アストリッドの中断、六ヶ所再処理場未完など政府の原発推進の環境は間違いなく悪化し続けている。これ以上の原発維持は国費の浪費であり、原発災害の危険との同居は人権侵害である。まして、関電の原発マネー還流報道には驚くとともに、ゆすりたかり構造、企業倫理不在を生む国策民営の無責任体制からの脱却を急がねばならない。

一時でも早く原発撤退を実現させましょう。

### ゆるせない忖度判決！ 松尾邦子

いつでしたか、石丸さんから「玄海原発3, 4号機差し止め仮処分抗告審判決の日の旗出しをして欲しい」との電話をもらった時、「ワオ！もし良い結果なら歴史的旗出しになる・・・」と思うと、緊張と喜びで足元がよろけて門前に行くまでにコケるんじゃないかという不安がちらっと頭をよぎりました。が、当日は唐津の北川さん、飯塚の山口さんも一緒ということなので心強く感じながら7月10日を迎えました。

いよいよ当日、門前では多くのマスコミや、原告、支援者が待機して、緊張感が高まります。私たちは裁判所の事務室でドキドキしながら決定を待ちました。ほどなく、棄却決定の情報が石丸さんたちの口から伝えられました。あれ？？と怒りのヤジの声をぶつける相手(裁判長)が見えなくて、拍子抜けしたまま門前に行かなくてはなりません。悔しいことに判決は予想通り…。政権や電力会社に忖度する裁判官ばかりがあふれる日本。教科書で習う

三権分立はまた一步後退したと感じました。

この日の午前中は、福島から福岡に避難してきた人の裁判があっという間に事前避難者の苦しみを生む声で聴いていたので、よけいに残念でなりません。いったい日本の裁判官たちはちゃんと勉強しているのでしょうか？安倍総理をはじめとした、政権側の議員たちは個々の被災者の苦しみを考える想像力が圧倒的に足りないと思います。数字(が正しいか?)だけで処理していく、あるいは一般論にすり替えて問題をあいまいにしていく体質が変わらない限り、そもそも裁判官が良心を取り戻さない限り、正しい裁判はできないのでしょうか。世の中がこんな状態だと子どもたちの「人へのやさしさ」は失われ、自分中心になっていくことでしょう。そんな世の中に歯止めをかけるためにも大人の私たちがしっかりしなくてはならないと思います。

いつも遠いところから通ってくださる弁護士の先生方、忖度裁判官に立ち向かってくださる先生方や仲

間がいる限り、私も頑張れます。これからもよろしくお願ひします。

## 7/10仮処分抗告棄却に、今思う。 山口明美

2019年8月8日の毎日新聞記事「原発耐震強化へ計算方法見直し」に驚きました。「原子力規制委員会の検討チームは7日、原発の耐震対策で想定する最大の揺れ“基準地震動”の計算方法を見直し、耐震規制を強化する報告書をまとめた。」とし、さらに「原発によっては基準地震動の引き上げにつながり、追加の対策を求められる場合もある」とし、その可能性のある原発として九州電力の川内原発、玄海原発があるとされていました。これは私たちがずーっと心配し指摘してきた「基準地震動は過小評価」を規制委員会が見直し始めたということです。

さて、本題です。

7月10日、福岡高裁は玄海3・4号機再稼働差し止仮処分抗告棄却を決定しました。争点の1つは「基準地震動策定の合理性」でした。つまり基準地震動は適正かどうか？

裁判官は、九州電力の作った基準地震動は、規制委員会が定め合理性が認められる新規制基準に従っているとし、不合理な点は見当たらないとし棄却の理由としました。

その1ヶ月後に出されたのが上記の毎日の記事です。規制委員会は自らの定めた基準地震動の計算方法は過小評価につながるかもしれないので見直すと言っています。そうなれば、今まで合理性があるとして認められていた九電の基準地震動が実は不合理だったということになります。とすれば、7月10日

に裁判所の出した棄却は根拠を失うことになり、間違った判断をしたということになるのです。記事には、規制委員会が見直した結果を近く正式決定するとありました。その時こそ原発を止めるチャンスです。

と、ここまで書いた時、東京電力刑事裁判で経営陣の無罪判決が出ました。思ったのは、7月10日決定と同じで、見るべきものを無理やり目隠して書いた判決だということ。

たとえば、「当時の社会通念を反映させた法令上の規制や国の指針は(原発の)絶対的安全性の確保までを前提としていなかった。」

これには「冗談じゃない」と言いたいです。国は知っていたはずです。原発事故は国を潰しかねないことをです。日本で一基目の原発を動かし始める前、国は原発事故による被害額の試算をしました。今稼働中の原発の6分の1の原発が事故を起こして2%の放射能が放出したという想定です。その結果出された被害総額は国家予算の2倍を超えていました。原発は100%事故を起こしてはならないということです。

これを知らなかったで済ませる人に原発を語る資格はありません。国を潰しかねない事故を起こしても誰も責任を問われない、これは次の事故を用意しているようなものです。

諦めずに頑張りましょう。



7・10  
冠木 隆司  
福岡高裁前



初提訴から丸9年  
年次活動報告会



10・25  
追加提訴  
佐賀地裁



10・21  
九電本店交渉

# 仮処分抗告審不当決定 ココがおかしい！

本訴の全基差止  
行政訴訟でさらに  
追及していきます！

## ① 基準地震動の過小評価

基準地震動とは「想定される最大の地震の揺れの大きさ」。それ以上の地震に襲われた場合、安全は保証されない。住民の主張を踏まえれば玄海は2090ガルだが、現行では620ガルと3.4倍もの過小評価。

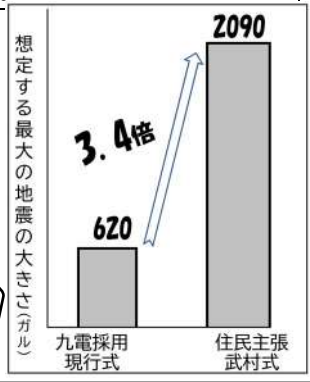
住民の主張	福岡高裁決定
A. 現行の入倉・三宅式という計算式では過小評価。武村式を用いるべき。	九電・国が採用する入倉・三宅式的手法には不確実性がある。しかし、手法自体の信頼性は否定されない。一方、住民の主張する武村式には不十分なデータがあり、関係式としての正確性は乏しい。
B. 地震は平均値で起きない。平均式と実測値との「ばらつき」を考慮すべき。	九電はデータの「不確かさ」を考慮している。ばらつきは「留意事項」にすぎない。
C. 地表面の加速度も、現行の壇他の式では過小評価。試算で矛盾も生じる。片岡式を用いるべき。	壇ほかの式を採用している国・地震本部の方式は合理的。片岡式で「矛盾」が解消したとしても、試算自体が学的な熟度に至っていないから、片岡式の合理性があるとはいえない。

### ココがおかしい！

- なぜ九電の手法は「不確実性」があっても「信頼性」があるといえるのか。
- 「ばらつき」と「不確かさ」は違う概念。論理のすり替えでごまかしている。
- 法廷プレゼンで住民側が指摘した問題点を公平に検討せず「馬耳東風」。具体的な指摘に何ら答えていない。

2016年熊本地震実測値 最大 1580ガル

実際の地震と比べても  
小さ過ぎる！



## ② 配管検査体制の不備

2007年、玄海2号機の余剰抽出系配管(放射能を含む一次冷却水が流れる)でひび割れ事故発生。

住民の主張	福岡高裁決定
A. 全配管を超音波検査すべきだが、事故後も検査は一部しか行われず。	九電は配管の健全性確保に適切に取り組んでおり、具体的な危険は存在しない。
B. 2018年3月、3号機再稼働直後に脱気器配管で穴が開き蒸気漏れ事故が発生した。	脱気器は法令上「亀裂その他の欠陥があってはならない」とされる対象に該当せず、問題ない。

### ココがおかしい！

- 点検箇所は10年に25%だけ。点検をすべて終える頃には原子炉はすでに寿命。
- 蒸気漏れ事故後、九電前社長は「何が起こるか分からない」と弁解。そんな危険なものを動かすな！

## ③ 火山巨大噴火の可能性

住民の主張	福岡高裁決定
阿蘇カルデラの巨大噴火の可能性を否定できない。火砕流到達可能性を否定できないから立地不適。	巨大噴火が発生する可能性が全くないとは言い切れないものの、これを想定しないことを容認するという社会通念がある。発生可能性が相応の根拠をもって示されない限り、自然災害として想定しなくても安全性に欠けるとはいえない。

### ココがおかしい！

- 裁判は客観的な証拠で認定するもの。裁判官の主観的な「社会通念」などで判断されてはならない。
- 「火山噴火の可能性を予測するのは困難」が火山学の常識。「噴火の具体的な根拠を示せ」というのは、最初から不可能なことを原告に要求しているのと同じ！

## 佐賀地裁プレゼン（全基・行政）報告

### これまでの経緯は

7月10日、「様々な事故のリスクを包含する玄海原発を直ちに止めてください！」この福岡高裁仮処分抗告審の訴えが不当にも棄却されましたが、裁判は佐賀地裁に於いて「2011年12月から続く本訴」にて継続しています。

(1)九州電力を被告とする玄海原発全基差し止め訴訟<2011年12月提訴>と(2)国を被告(九電が参加人という副被告)とする玄海原発3・4号機設置許可取り消し訴訟<2013年11月提訴>の二つです。

原発事業を営む九電の欠陥を追及する訴訟と、その事業に許可を与えている国の過ちを追及する訴訟、角度・ポイントは違いますが、争点は共通しており、主として①基準地震動の過少評価問題、②欠陥配管問題、③火山巨大噴火問題です。

裁判所は争点が一応出尽くしたと見て、これまでの双方の主張を整理し理解を深めるために、10月1日と25日に裁判所向けプレゼンテーション(一般非公開)を開催しました。

### プレゼンテーション

#### ～何が明らかになったのか

第一回は10月1日13時10分より16時30分まで、原告・被告・関係者などで傍聴席は概ね満席となりました。九電の技術社員や経産省の技術担当役人がプレゼンに立ち、まず九電が「耐震安全性の確保」「原発運用期間中の火山破局的噴火の可能性」「火山モニタリングと影響評価」を、次に国が「基準地震動策定の合理性」の説明をしました。

内容はタイトル通りの教科書的な基礎説明の印象が強く、国も九電も「福島事故の反省を踏まえて最高に厳しい基準で審査し稼働おり原告が訴えるような原発の安全性に影響を及ぼすような恐れは極めて低く、安全余裕は十分に保たれている」と述べましたが、「原告の主張は当を得てない」という結論を立証するには全く内容の乏しいものでした。

第二回の25日は、原告側が11時より「基準地震動の過小評価」について小山英之補佐人が、12時から「火山問題」について谷次郎弁護士がプレゼンに立ちました。兩人とも被告側の間違いやウソを明確に反論する点で鋭い姿勢で臨みました。地震については、基準地震動が過小評価になっており、統計

データの「ばらつき」の考慮をしておらず、耐震性に関する安全性(は証明されていないこと火山については破局的噴火の可能性がないとはいえないこと、重大事故対策の不備(ご都合主義のモニタリング予測や非常用設備の不合理性)などを説明し、玄海原発の立地・稼働不適を主張しました。

最後に、25日14時から九電が「配管の健全性確保について」プレゼンを付け加え、福島第一原発事故を契機とした更なる安全事故対策を自ら施していることを喧伝しました。また、老朽化配管等の健全性を保たせるため如何にして監視作業をしているかの説明をしました。現在、ひび割れ配管が存在しても事業者の健全判断で24ヶ月運転継続できるという異常な改訂案が規制委で検討されている中、真の安全性は絵空事のように感じられました。

プレゼンの中で、裁判所からの質問が被告、参加人、原告にそれぞれ出されましたが、各争点に対して、論理立て根拠を問うような質問は出ず、「方法の適否は措くとして、計算上は正しいか？」の是非を確かめるものばかりでした。故に、裁判所は法的に審査ガイドをどう受け止めているのか、計り知れませんが、「破壊域(アスペリティ)が断層面積を超えてしまうという矛盾について?」「想定外の地震動に見舞われることが無いのか?」「火山噴火予知の限界は?」「適切な核燃料の搬出ができるか?」に裁判官が着目している点では、疑問点を真剣に検討しているようにも思えました。是非、そうであって欲しいのですが・・・!?

### これからの展開は

プレゼンを終えて、これから・参加人の国・九州電力のウソに対して、力強い反論を展開する場面となります。それが来年4月10日、17日の「証人尋問」です。そして結審が7月17日、判決は2021年1～3月頃(2020年度内)の見通しです。

正義を貫く判決を得るために、法廷外からも全力で世論を高めていきます、ぜひ皆さま、力を貸してください。(荒川謙一)

※「証人尋問」=『学術的証人などを迎えて、尋問を申し出た当事者が尋問を行ない(主尋問)、さらに相手方当事者が尋問を行なう(反対尋問)。裁判長には尋問権が認められ、また証人相互の対質(証人同士を向かい合わせて、互いに自分の証言が正しいことを主張させること)を命じることができる』場

## なぜ、あなたたちは私たちに『するな』ということをしているんですか？

行政訴訟第22回口頭弁論（7月12日）意見陳述

本河知明

(1)

2012年1月から福岡市議会議員の秘書という仕事をしております、本河知明と申します。この仕事に転職することを決意した大きな要因は、まさに福島第一原発事故にありました。

今の仕事に繋がる原点的な体験が2つあります。1つは、5歳から4年間過ごした長崎での平和教育。当時、長崎にある原爆資料館にも行き、原子爆弾の恐ろしさを学びました。もう1つは、11歳のころNHKで放送されていた「地球大紀行」というドキュメンタリーです。当時問題になっていた酸性雨、砂漠化、温暖化、オゾンホールなどの環境問題を知り、衝撃を受けました。特に、「地球の誕生から46億年のうち、人類の歴史はおよそ300万年、さらに人類が文明を築いてきたのはおよそ1万年に過ぎない」という時間スケールでの視点を身につけたことは、今でも生きています。「地球の歴史から見れば人類は小さな存在である」、「人類だけでなく、他の生物に悪影響を及ぼさないようにするにはどうしたらいいか」は、私が常に考える視点であり、政治に携わる者のみならず、人類全体で共有すべき視点だと考えています。

(2)

さて、この法廷で私が述べたいことは、「原子力行政の歪み」についてです。

(2-1)

まず、福島第一原発事故の原因はいまだ究明されていません。政府事故調などでは否定されていますが、国会事故調では地震動による重要機器の損傷の可能性が指摘されています。また「新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会」でもこの検証を継続中です(2018年2月16日開催の会議資料より)。事故の徹底究明がなされていない中、「福島を繰り返さない」ための対策が立てられるのでしょうか？

2012年6月、原子力規制委員会設置法が成立、2013年7月に新規制基準が施行されました。政府は「世界一厳しい審査基準」と言いますが、新規制基準からは「原子炉立地審査指針」がなくなりました。これは1964年に作られた指針で、どこなら原発を設置してもよいか、どこに建設をしてはならないかを定めた重要な指針でした。政府は、この指針を残したままだと原発の再稼働ができなくなると考え、この指針をなくしてしまったのではないのでしょうか。

また、新規制基準では、過去12～13年間活動が

なければ「活断層ではない」として審査しますが、アメリカでは活断層かどうかではなく「地表に影響を及ぼし得る地質構造」かどうか、地震学第四紀(約258万年)よりも古い地質かどうかで審査しています。原発から40キロ圏内に断層が発見された場合は、それが原発1キロ圏内で「地表に影響を及ぼし得る地質構造」として振る舞わないことを証明しなければならない、とされているそうです。

先日6月17日、福岡地裁で川内原発の火山審査をめぐる行政訴訟で、破局的噴火は「低頻度」とし、法令上考慮しなくてよいとして、原告らの請求を棄却する判決がありました。しかし、基準を超える地震や津波が起こる「超過頻度」について、アメリカでは10万年に1回起こりうるケースを想定することを義務づけています。これで本当に「世界一厳しい審査基準」と言っているのでしょうか？

(2-2)

私が住んでいる福岡市は、玄海原発から最も近いところで37キロ、天神付近だとおよそ50キロに位置します。これは福島第一原発と飯館村との距離に相当します。「事故時は屋内退避」という問題の多い内容ではありますが、UPZ圏外(30キロ圏外)である福岡市もいちおう避難計画をつくっています。

UPZ圏内(30キロ圏内)で行なわれている避難訓練を何度か見学したことがありますが、今の避難計画は机上の空論です。玄海原発で事故が起きた場合、避難に要する時間は短く見積もって20時間、長いものだと40時間という試算もあります。避難計画の責任主体は自治体となっており、国や電力会社の責任は問われません。もちろん、新規制基準の対象にはなっていません。事故が起きたら、私たちは被曝を前提に避難せざるをえないのです。

(2-3)

私にはいま4歳と2歳の娘がいます。娘たちがまだ生まれる前でしたが、2012年に福岡市東区で「放射能市民測定室・九州(Qベク)」を立ち上げ、食品や土壤に含まれる放射線量の測定を行なってきました



た。

福島第一原発事故の後、水や食品の基準値が大幅に緩められました。放射性セシウムについて、水の場合は、それまでの平均値が0.00004Bq/Lだったものが10Bq/LまでOKに、お米の場合は、0.012Bq/kgだったものが100Bq/kgまでOKになりました。それぞれ25万倍、約8300倍に緩められたのです。今もその基準は変わっておらず、我が家の買い物の際は、産地を気にしながら食品を購入しています。

今回の訴訟の直接的な争点ではありませんが、実は原発事故前から「大気汚染防止法」でも「水質汚濁防止法」でも「土壌汚染対策法」でも放射性物質は適用除外とされてきました。そして、「環境基本法」の第13条で、放射性物質による各種汚染の防止については「原子力基本法その他の関係法律で定める」としながら、国会や政府は何も定めてこないまま、福島第一原発事故が起きてしまったのです。これらの法律は、事故後どうなったのか。実は、2012年6月、この環境基本法から第13条が丸ごと削除されてしまったのです。

裁判官の皆さんにお願いしたいのは、現時点の法令だけをもって判決を下さないでいただきたいということです。都合の悪い条文を削除してしまったり、審査基準を緩めてしまったりしてきた原子力行政のあり方、歴史を踏まえて、判決を下していただきたいと思っています。

(3)

私が大学および大学院で専攻していたのは物理学

でした。26歳で大学院を中退し、まったく違う道に進みましたが、物理学を研究してきたからこそ「科学の限界」も感じています。東日本大震災をはじめ、人類の想像を超えた自然災害が次々と起きています。私たちは地球に対して、自然に対して、もっと謙虚になる必要があると思います。

1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた「地球サミット」と呼ばれる国際会議（環境と開発に関する国際連合会議）で、当時12歳だったセヴァン・スズキ（日系カナダ人）という女の子が世界のリーダーたちに向かってこんな発言をしました。

「どうやって直すのかわからないものを、こわしつづけるのはもうやめてください。」

「学校で、いや、幼稚園でさえ、あなたたち大人は私たち子どもに、世のなかでどうふるまうかを教えてくれます。たとえば、“争いをしないこと”、“話しあいでも解決すること”、“他人を尊重すること”、“ちらかしたら自分でかたづけること”、“ほかの生き物をむやみに傷つけないこと”、“わかちあうこと”、“そして欲ばらないこと”。ならばなぜ、あなたたちは、私たちにするなということをしているんですか。」と。

日本国憲法の第11条に「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民へ与へられる」とあります。「今だけ、金だけ、自分だけ」の政治のあり方に対し、司法の役割をぜひ果たしていただきたいと思っています。未来へ「負の遺産」を残すことにしかならない原発については、即時停止の判決をお願いします。

## 被ばく労働のない社会を 地球の恵みを生かした暮らしを

全基差止第30回口頭弁論（7月12日）意見陳述 井ノ上利恵

(1)

私は、鹿児島市で薬剤師として薬局に勤務しています。

2011年3月東日本大震災が発生した時、東京都北区に住んでいました。今まで経験したことのない大きな揺れが長い間続き、勤務していた薬局では棚から落ちた物が散乱し、交通はマヒし、暗い夜道を不安な気持ちで歩いて帰宅しました。帰宅後テレビから流れる信じられないほどの巨大な津波の映像にただ驚くばかりで、その時は原発の事など頭に浮かびませんでした。

翌日起きてしまった原発事故。「日本は終わった」と思いました。ウソであって欲しい。そう何度も思いました。

息子が生まれた年に起きたチェルノブイリ原発事故

では、小児甲状腺がんの激増など大きな健康被害を引き起こしましたが、その放射能は国境を越え、海を越え8000km離れた日本にもやってきました。あの時原発事故の恐ろしさを知ったはずなのに、なぜ日本の原発を止める為に私は何もしなかったのだろう。心のどこかに「日本は大丈夫」、そんな気持ちがあったのだと思います。

自分が暮らしている東京の電力を作っていた福島原発が事故を起こしてしまった。本当にショックで



スケッチ／大江良二

した。

事故の2ヶ月後から下痢が続くなど体調を崩し、6月下旬実家のある鹿児島に帰りました。鹿児島に帰ると下痢は治まりみるみる体調は良くなり、やはり東京にも飛散してきた放射性物質が影響したのではないかと思いました。

(2)

あれほどの事故が起きたのだから、この国の原発が二度と稼働することはないだろうと思っていました。

ところが、鹿児島にある川内原発が事故後最初の再稼働の候補に？ 福島から一番遠い原発、県民の関心が低いと思われたのでしょうか。反対運動を懸命にやりました。夜中まで続いた県議会の傍聴に行き、原子力規制委・九電・県が開催した住民説明会には3ヶ所行きました。

しかし、再稼働を決めるのは、薩摩川内市長と市議会、県知事と県議会です。川内原発を再稼働させてしまえば、なし崩しに各地で再稼働が始まる。再稼働を止めたい一心で、運転差止めを求めた仮処分申し立ての原告となりました。

鹿児島地裁の審尋で、九電側は「再稼働が遅れば一日当たり約5億5千万円の損害を被る」と賠償に備えた担保金の積み立てを私たち住民側に求めました。地裁は命じることはありませんでしたが、仮処分申請は却下されました。

福岡高裁宮崎支部に即時抗告しましたが、一年後出された決定は、「どのような事象でも原子炉施設から放射性物質が放出されることのない安全性を確保することは、少なくとも現在の科学技術水準では不可能である。わが国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかの社会通念を基準として判断するほかない」という信じられないものでした。

安全性を確保することが不可能な原発がどの程度の危険性であれば稼働を容認するかは社会が決めるしかないという、本当に無責任な決定でした。社会通念を基準とし判断するのであれば、メディア各社の世論調査で常に原発反対が賛成を上回っている事を、裁判所はどう判断するのでしょうか。裁判所にとっての社会通念とは、住民ではなく、政財界の社会通念という事でしょうか。あの福島の原発事故から何を学んだのだろう。

今も「原子力緊急事態宣言」発令中です。

フクシマ事故は、今生きている人間すべてがいなくなるほどの年数が経っても収束はしないと言われていました。原発事故は、人間と自然が共存していた里山・川・海・空、そして生きものたち、その全てを被ばくさせてしまいました。悔やんでも、悔やんでも、悔やみきれない。もう二度と、原発事故は起こしてはい

けない。

(3)

熊本はこれまで、地震の起こりにくいところだと言われていました。現在の「日本郵便株式会社 九州支店」旧九州郵政局は、熊本市中央区にあります。旧九州郵政局を熊本にもってきた理由は、その為だと聞いたことがあります。しかし、3年前、その熊本で九州地方では初の震度7の大地震が発生しました。世界の大地震の20%は日本で発生しています。地震大国の日本は、いつどこで大地震が起きるかわかりません。熊本地震の震源地がずれていたらと思うと、本当に恐ろしかったです。

(4)

私は、安定ヨウ素剤の学習会を各地で開いています。

緊急の事態が起きた時、原子炉施設から放出される放射性物質による内部被ばくを防ぐことができるのは、安定ヨウ素剤服用による放射性ヨウ素だけです。チェルノブイリ原発事故が起きた時、国民にヨウ素剤を配布したポーランドでは小児甲状腺疾患の患者がほとんど出ませんでした。このことをたくさんの方に知ってもらい、安定ヨウ素剤がいかに必要なものを理解してもらおう為です。原発再稼働を容認しているのでも、諦めているからでもありません。原発は稼働していなくても、そこにあるだけで危険だからです。稼働中ならその何倍も危険です。

行き場のない使用済み核燃料は、玄海原発でも2021年度には貯蔵プールの容量の9割を超える試算が示されています。玄海で大地震が起きたら、どうなるでしょう。

(5)

国内に111ある活火山のうち、九州には、17もの活火山が集まっています。阿蘇山、霧島山、桜島、口永良部島は、今も活発に活動しています。九州の火山が活発なのは、それぞれの火山が「日常的な」活動を繰り返しているからだそうです。

巨大噴火を起こすカルデラ火山は、日本列島に10個程度あり、その半数が九州とその近海に位置しています。阿蘇・始良・阿多・加久藤・鬼界。この巨大カルデラのどこでいつ噴火が起きてもおかしくない状況にあると言われていました。そのどこかが噴火した場合、関西でも50cm、首都圏で20cm、東北地方でも10cmの火山灰が降り積もる。これは決して「脅し」ではないと専門家は語っています。

鹿児島では桜島の日常の噴火で、降灰の厚さ0.5mm以下でも市電が脱線した事があり、JRも電車



の位置情報入手ができず信号の誤作動の可能性がある為、運転を見合わせます。この何百倍、何千倍もの降灰があればどのような事が起こるか、想像はつくと思います。桜島の大正噴火で桜島と大隅半島は陸続きとなり、その際の降灰で3mの鳥居が2mも埋没してしまった神社が「爆発の猛威を語りつぐ鳥居」として桜島には残されています。

地震・火山噴火・台風・豪雨など自然災害がいつ起きるかわからないこの国で、命にかかわる事故となる原発は、一日も早く止め、廃炉作業に取り掛かって欲しいです。



7/12 井ノ上さん 本河さん



9/27 池さん 阪上さん(中の2人)

## 子どもたちの未来を奪わないでください

行政訴訟第23回口頭弁論（9月27日）意見陳述 池天平

(1)

私は福岡市に住む池天平と申します。現在、37歳で会社員として働いており、妻と6歳、2歳の2人の娘と暮らしています。

私は1981年に大分県大野郡野津町、現在の臼杵市で生まれました。実家は吉四六劇団造形劇場という家族劇団を生業としており、西日本の小中学校などを中心に全国で公演活動を行っていました。

私が5歳のころにチェルノブイリ原発事故が起きました。原発の危険性が目に見える形であらわになり、反対の声は強まる中両親も原発反対運動に参加するようになりました。私もそのような中で育ち、1987年、1988年に実施された伊方原発の出力調整実験に反対する集会に参加し、人間の鎖となったことを記憶しています。子どもながらに、大の大人がこんなに大勢集まって反対の声をあげるほど危険なものなのだと感じました。その後も各地で原発反対の集会などに家族で参加し公演を重ねてきました。

(2)

20歳の時に実家を離れ福岡市に転居してきました。それから2年ほどして、父の体調不良などもあり劇団は廃業。それ以来、原発反対運動に触れる機会はほとんどなくなりました。20代の前半は社会問題にも全く興味、関心がなくなり、大量消費社会にどっぷり浸かるような生活を送っていましたが、26歳の時に某生協に就職しました。その生協は脱原発をすすめ、再生可能エネルギーの普及に取り組んでいたの

今日、この場にいる全ての方が、「原発は安全ではない」と思っているはずで

風・太陽・地熱。

この地球の恵みを利用した電気を使って、暮らしていきませんか。原発で働く被ばく労働者のいない社会で、暮らしていきませんか。そんな社会が一日も早く来ることを願っています。

で、再び原発との接点ができました。原発のみならず、様々な社会問題についても関心を持つようになりました。

そんな時に福島第一原発事故が起きてしまいました。2011年3月11日。一生忘れることのないこの日。当時私は生協のトラックで福岡市内を配達していました。配達先のご婦人が「今、東北で大きな地震が起こったみたいよ」と教えてくれました。配達トラックに戻った私は、携帯電話で報道番組を観てみました。するとそこには、およそ映画でしか見たことのないような光景が広がっていました。宮城県名取市を津波が襲うまさにその瞬間でした。高さ10メートル近い真っ黒い津波が次々と街を飲み込んでいく様子をしばらく呆然と観る事しかできませんでした。

仕事を終え帰宅しテレビをつけると、政府が原子力緊急事態宣言を発令したと報道。福島第一原子力発電所が地震、津波に襲われ、全電源喪失という事態に陥り、1、2号機は非常用炉心冷却装置に注水ができず炉心がむき出しの状態だという事でした。まさか、この日本で、チェルノブイリのような原発事故が起こるなどとは思っていなかった私は、とんでもないことが起こったなと思うと同時に、それでもまだ夢か映画でも見ているような感覚でいました。



スケッチ／大江良一

その後は1号機、3号機、4号機と原子炉建屋が相次いで爆発。

東日本を中心に、広く放射能に汚染されてしまいました。飲み物や食べ物の放射能安全基準は何倍にも何十倍にも引き上げられ、今まで決して口にしてはいけなかったようなものが流通してしまいました。私が当時勤めていた生協では放射能検査を実施し、その結果を機関誌やHPで公表していました。私もこの情報から出来るだけ東日本産のものは口にしないように気を付けていました。この件に関してよく「風評被害」という言葉が聞かれますが、風評被害というのは、なかったことをあったようにされることであり、放射能汚染に関しては実際にあった事なので風評被害という言葉は当たらないと思います。放射能汚染がなかったのなら、食品の安全基準を引き上げる必要もないのです。そして、原発事故に関して加害者は国であり、東京電力であり、消費者も生産者も被害者であるという事ははっきりさせておかなければいけないと思います。

### (3)

さて、私が原発に反対する理由ですが、それは「誰かの犠牲の上にしかり成り立たない発電方法は必要ない」と思うからです。

原発は事故が起これば汚染や被ばくなど大変な被害をもたらし、そこに住む人々や動物、環境などが犠牲になりますが、実は通常運転を行っている間、さらにそのずっと前の段階からたくさんの犠牲の上に成り立っているのです。

例えば、ニュークリア・レイシズムという言葉があります。これは核による人種差別という意味です。

原発を稼働するには大量のウランが必要です。原子力発電というのはウランを核分裂させて熱エネルギーを得て水を沸かし蒸気力でタービンを回転させて電気を起こすからです。

日本の原発を稼働させるためにウランをカナダ、カザフスタン、ニジェールなどから輸入しています。

そして、そのような地域で、採掘作業をしているのは現地に生きる私と同じような普通の人々です。その土地で生まれ、育ち、家族とともに普通の暮らしを営んでいる人々です。

採掘の現場では当然被ばくの問題が起きますし、採掘現場から流れ出た汚染水が川に流入し、その水を生活用水として使っている人々は飲んだり身体を洗ったりして被ばくします。さらに、川に生きる魚が被ばくし、被ばくした魚を食べる人々が被ばくします。土壌にしみ込んだ放射性物質はその土地でとれる作物や、家畜のエサである牧草も汚染し、人々の身体を

蝕んでいきます。原発を稼働するための、1番初期の段階ですでに人権侵害や環境汚染を引き起こし、人々の暮らしを犠牲にしてきたウランによって、日本の原発は稼働されているのです。

また、広島と長崎に落とされた原爆に使われていたウランは、カナダのグレート・ベア・レイクという場所で、先住民の人達が採掘したものが主に使われていて、のちにその事実を知った先住民たちはひどく心を痛めたそうです。彼らは健康を害しただけではなく、心にもとてつもなく深く大きな傷を負ったことでしょう。

これだけではありません。原発を建設する際には、地元の人々の賛成反対という二項対立による分断を生み、コミュニティを破壊します。稼働を始めれば、定期点検で作業員の方々は被ばくします。その作業員の方々が着て放射能に汚染された防護服や手袋は敷地内で焼却され、放射性物質は大気中にばら撒かれます。海に大量に流入する温排水により海の中の生態系が壊されます。使用済み核燃料は未だに処分方法が確立されておらず、私たちの子供の世代、孫の世代に責任が丸投げされようとしています。ひとたび事故が起こった場合の避難計画も机上の空論であり、多くの住民の暮らしが犠牲になるでしょう。

### (4)

想像してください。私たちが使う電気のためにこれまでどれだけの人々を犠牲にしてきたのでしょうか。そしてこれから先、どれだけそのような犠牲を続けていくのでしょうか。

私が育った大分県臼杵市は愛媛県の伊方原発から直線距離で60kmほどです。現在住んでいる福岡市東区は佐賀県の玄海原発から50kmほどです。そして日本の国土の半分ほどの地域は原発から半径100km圏内に入るそうです。福島第一原発の事故は決して他人事ではないのです。

私には2人の大切な娘がいます。玄海原発で事故が起これば、子どもたちの健康への影響を考え、私たちは海外へ避難することになるでしょう。そして二度と故郷に帰ってこられなくなるかもしれません。原発を稼働させ続けることによって、私たちの故郷を奪わないでください。子どもたちの未来を奪わないでください。あらゆる犠牲を強いて稼働している玄海原発の運転を止める判決を下していただければ切にお願いし、私の意見陳述を終わります。

本日はありがとうございました。

## 原発の火山評価・社会通念による安全性の切下げは許されない

全基差止第31回口頭弁論（9月27日）意見陳述

阪上武

(1)原告の阪上といいます。この間、福島第一原発事故の被害者の支援活動と並んで、市民の立場で原子力規制行政を監視する活動を行ってきました。事故後、最初の川内原発の審査で問題となったのが火山でした。専門家と協力しながら、原子力規制庁との意見交換、原子力規制委員会への提言などを行ってきました。こうした経緯から、玄海原発の火山影響評価に関して陳述させていただきます。

(2)「火山ガイド」は立地評価において、事業者に対し「設計対応不可能な火山事象が、原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分に小さいこと」の立証を要求しています。九州電力の場合、阿蘇を含む九州の5つのカルデラ火山において、火砕流が届くような破局的噴火が、原発の運用期間中に発生する可能性が十分に小さいか否かが問題となりました。

(3)川内原発差止仮処分について2015年4月に鹿児島地裁が下した決定は、可能性が十分に小さいことは立証されている、との九電の主張を全面的に認めるものでした。これに対し、専門家から次々と批判の声が上がりました。原告は即時抗告し、2016年4月に福岡高裁宮崎支部が決定を下します。決定は事実認定を丁寧に行ったうえで、専門家に従い「噴火の予測は困難」としたうえで、「相手方がした、5つのカルデラ火山の活動可能性が十分に小さいとした評価には、その過程に不合理な点があるといわざるを得ない」と、九電による立証を否定しました。これで差止のはずでした。

(4)裁判所がここで持ち出したのが社会通念でした。決定には「影響が著しく重大かつ深刻なものではあるが極めて低頻度で少なくとも歴史時代において経験したことがないような規模及び態様の自然災害の危険性(リスク)については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、建築規制を始めとして安全性確保の上で考慮されていないのが実情であり、このことは、この種の危険性(リスク)については無視し得るものとして容認するという社会通念の反映とみることができる」とあります。破局的噴火は被害があまりに甚大であり、リスクを無視しても容認されるのが社会通念であるから、グレーは黒ではなく、黒であることが示されない限りよいというのです。そして火山ガイドの方が不合理だとし、差止の請求を棄却しました。その後、松山地裁、広島地裁などで、こ

の決定が踏襲されます。

(5)また決定は、原告の要求を「絶対的な安全性」だと決めつけ、社会通念はそこまで求めていると否定し、要求する安全を一般防災のレベルに落としています。非常にずるいやり方だと思います。日本中が住めなくなるのだから放射能をまき散らしても構わないということにはならないし、何より、原発事故の重大さからして、その安全性を一般建築物より厳しくみるのは当然のことではないでしょうか。決定は、原発の安全を「別異に考える根拠はない」と言いますが、それも違うと思います。



スケッチ／大江良二

(6)その後、2017年12月の広島高裁の抗告審決定は、伊方原発の差止を認めました。四国電力による阿蘇カルデラの破局的噴火の可能性が十分に小さいとの立証を否定したうえで、火山ガイドも社会通念が考慮されているとし、火山ガイドに従って立地不適としたのです。至極もつともな決定だと思います。

(7)そして規制委はその3か月後に「基本的な考え方」を示します。「巨大噴火は、広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、その発生の可能性は低頻度な事象である」「運用期間中に巨大噴火が発生する可能性は全くないとはいえない」としたうえで、「巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される」とし、「運用期間中に巨大噴火が発生する…根拠があるとはいえない場合は、…『可能性が十分に小さい』と判断できる」というものです。

(8)福岡高裁宮崎支部決定にすり寄るものですが、火山ガイドを不合理とはせず、解釈だけで骨抜きにしています。それは、宮崎支部決定が火山ガイドに代えて審査の拠り所とした親条文の基準規則6条ではあまりに無内容であり、稼働中の原発の許認可の前提が崩れるのを恐れたからだと思われます。

(9)そのため「可能性が十分に小さいとはいえない」を「可能性が全くないとはいえない」に巧妙に言い換えるなどして体裁を取り繕ったうえで、最後はやはり、グレーは黒ではなく、黒であることが示されない限りはよいとしています。しかし原発の審査は、事業者と規制当局の二者の関係です。黒であることの立証を積極

的に行う者は誰もいません。それに、「中・長期的な噴火予測の手法は確立していない」との専門家の共通認識に照らしても、巨大噴火について黒の立証などそもそも不可能なことは明らかです。事業者も規制当局も、実質的には何もしなくても、この問題で審査に落ちることはなくなります。グレーは黒の原則を捨てることは、規制の放棄を意味します。

(10)さらに、リスクを無視する対象を、こっそりと「破局的噴火」より噴火規模が一桁小さい「巨大噴火」にまで広げている点も問題です。破局的噴火の頻度は数万年に1回程度とされていますが、巨大噴火では数千年に1回程度となります。核燃料が存在する運用期間が長期にわたることを考慮すると決して低い頻度ではありません。九電が川内原発の火山影響評価において、運用期間中に発生しうる噴火として想定した約1万年前の「桜島薩摩噴火」も巨大噴火の規模でした。

(11)高松高裁や大分地裁、そして玄海原発仮処分の福岡高裁決定にみられるように、近頃では裁判所の側が、この「基本的な考え方」に寄りかかる姿勢をみせています。

(12)改めて、九電に伺いたいのですが、「原発には特段に厳しい安全が要求される」これは間違っていますか。国はどうでしょうか。そのつもりで、法令を定め、税金を投入して規制機関を設置し、厳格な審査のルールを定め、運用しているのではないですか。そのつもりで新規制基準を定め、耐震審査指針を改定し、火山ガイドを定めたのでないですか。

(13)裁判所はいかがでしょうか。裁判所には、電力

会社や国が厳格にルールを守ることを求め、これを破ったり、勝手に緩めたりすることがないよう厳しい目でチェックすることが期待されていると思います。それがどうでしょうか。「絶対的な安全性」という言葉で、「予測できない」を「想定を超えた」と言い換える子どもだましのようなやり方で、安全のレベルを率先して落とすようなことを行うのはなぜでしょうか。

(14)私がこの点を強調するのは、先の東電刑事裁判の判決で、裁判所が同じ言葉を使ったからです。一般防災のための津波の長期予測が出て、日本原電や東北電力は対策して間に合わせた、東電も現場は対策に動いたが、最終段階で経営トップが止めた、結果、取り返しのつかない事故となった、これを裁判所が「絶対的な安全性」までは求めないとして無罪にしたのです。福島のみなさんは泣き崩れ、怒りに震えています。なぜ裁判所が、安全のレベルを落とすようなことを率先して行うのか、私には全く理解できません。このままでは、裁判所が、次の原発重大事故を引き起こすことになりかねません。

(15)火山防災は遅れており、巨大噴火よりもさらに一桁小さい大規模噴火への対応が迫られています。一般建築物であれば、まずはそれに集中するというのでよいのかもしれませんが、しかし、原発はそうはいきません。九電が太陽光の電気を拒絶するのを認めてまで、審査基準を骨抜きにしてまで、原発を運転し続ける意味はあるのでしょうか。玄海原発の稼働を止めてください。これは「絶対的な安全性」の要求などではありません。この地で人々が安全に暮らしていくための当たり前の要求です。

## 5月20日以降の主な活動経過

### ■5月

20日 裁判ニュース第29号発行  
27日 座談会(鳥栖市)

### ■6月

4日 佐賀県原子力安全専門部会傍聴  
6日 JRユニオン反原発集会で報告  
8日 そいぎミーティング  
15日 提訴9周年活動報告会  
21日 政府交渉(使用済燃料・乾式貯蔵)  
30日 佐賀県母親大会にて報告

### ■7月

3日 抗告審決定事前記者レク  
6日 そいぎミーティング  
10日 福岡高裁抗告審不当決定  
12日 佐賀地裁口頭弁論(行政第22回、全基第30回)

### ■8月

3日 そいぎミーティング  
7日 後藤政志さん学習会  
9日 テロ施設知事事前了解緊急抗議行動  
14日 使用済MOX知事要請  
28日 不当決定批判チラシ完成

### ■9月

1日 東区から玄海原発廃炉を考える会にて報告  
6日 海水調査同行  
10~15日 第6回脱原発パネル展  
14日 そいぎミーティング  
27日 佐賀地裁口頭弁論(行政第23回、全基第31回)

### ■10月

1日 佐賀地裁プレゼン  
4日 知事回答について記者会見  
5日 そいぎミーティング/さよなら原発久留米の会にて報告  
6日 核燃サイクル映画制作学習会で報告  
17日 プレゼン&九電交渉学習会  
21日 九州電力本店交渉  
25日 佐賀地裁プレゼン

### ■11月

2~4日 脱原発パネル展@唐津くんち  
4日 鳥栖収穫祭で座談会  
5日 座談会(佐賀市)  
9日 そいぎミーティング  
15日 鳥栖退高連学習会にて報告  
16日 玄海原発反対からつ事務所第3回総会にて報告

## 「使用済MOXが冷えるまで300年」!? 原発動かし続けるための乾式貯蔵施設・リラッキング反対!

10月23日、原子力規制委員会は玄海原発3号機使用済み核燃料プールのリラッキング計画を了承した。

原子炉から取り出したばかりの熱い燃料をぎゅうぎゅうに詰め直すリラッキングに対して、市民が反対の声をあげてきたにもかかわらず、パブコメにもかけないという。乾式貯蔵施設が完成するまでのつなぎとして、九電のあせりを規制委が認めた格好だ。

今年6月21日の政府交渉で、資源エネルギー庁担当者は「使用済MOX燃料は使用済ウラン燃料より発熱量が高く、ウランの15年後の発熱量と同程度になるまで300年以上かかるというのは事実だ」と述べた。300年間、プールで安全に冷やし続けることなどできるのか。

私たちは10月21日に九州電力本店交渉を半年ぶりに行かない、使用済核燃料・MOXを中心に追及した。

九電からの回答は「分からない」「承知していない」というばかり。納得できるわけがない。

### 九電の“コンプライアンス”はどこに?

関西電力の原発マネー還流問題発覚後、九電は当初行わないとしていた調査を一転して実施表明、その日のうちに幹部26人に聞き取りを行い、「問題は確認されなかった」と発表した。これで終わりにさせてはならないと、私たちは過去にさかのぼった調査の実

施と、全調査記録の公表、「支援金」名目で地元に出した金額の公表などを求めた。

九電は2011年に「やらせメール事件」を起こし、九電の組織ぐるみの不正行為と、佐賀県知事との密接な関係が露わになった。事件後、九電は「お客さまの気持ちに立って」「疑問や不安にお答する」と報告書などで謳ってきた。しかし、今回も市民の参加人数制限(交渉してなんとか全員入ることができた)、撮影制限、文書回答拒否など、消費者・住民と向き合う姿勢はコンプライアンスを著しく欠いたままだ。

私たちは引き続き、住民の疑問や不安を正面から受け止めない九電の対応の酷さ、放射能の恐ろしさを、住民、議会、自治体に対してさらに広く知らせていきたい。  
(永野浩二)

### 『九州電力情報公開の心構え』

(「九電グループサステナビリティ報告書2019」p.78より)

1. お客さまに対し積極的に情報を公開しよう。
2. お客さまの気持ちに立って、わかりやすく、迅速、的確な情報公開を心掛けよう。
3. あらゆる機会を通じて、お客さまの情報ニーズを把握しよう。
4. お客さまとの間に意識・認識のズレが生じないように、常に自己点検しよう。

九電の「心構え」  
各支店で確かめてみて!

### 市民の疑問に答えない九州電力 (やりとりの一部)

私達: 使用済み核燃料の放射エネルギーは?

九電: 条件によって異なることから一概にいえない。  
放射エネルギーは時間とともに減衰する。

● 私達: 六ヶ所再処理工場の寿命は?

九電: 承知していない。

● 私達: 福島第一原発もリラッキングをしていたが、その影響の分析はされたのか?

九電: 影響の分析の有無は承知していない。

● 私達: 他の原発で燃料プールの水漏れ事故があったが、知っているか?

九電: もちろん。トラブル情報は産・官・学すべてで共有している。

私達: では、アメリカでの燃料プールの水漏れ事故のことは?

九電: 知らない。

● 私達: 使用済みMOX燃料は今後どうするのか。

九電: 核燃サイクル推進を基本としている。使用済みMOXは今後、国の方で検討される。

● 私達: 政府は使用済みMOXの発熱量がウラン並みに下がるまで300年以上かかるといったが?

九電: 300年かどうかというのは、今は言えない。何年という想定はない。

● 私達: キャスクに入れるまでは何年かかるのか?

九電: 使用済みウラン用のキャスクは制限値が15kwだが、MOXは具体的には言えない。

私達: 開発中なのか?

九電: メーカーがどうしているのか把握していない。

● 私達: 使用済MOX処理費用を消費者に転嫁しないでほしい。電気料金決定の3原則は何か?

九電: 今は持ち合わせていない。ご意見として承る。

書籍  
紹介

# 『ゲンパッチー』～小さな子どもから忙しいおとなまで～ ちづよ

こんにちは。わたしは福岡市に住む3人の子どもの母親です。(18歳・14歳・9歳)

わたしはこの夏、ゲンパツをテーマにしたまんがを出版しました。『ゲンパッチー 原発のお話☆子どもたちへのメッセージ』(石風社)といいます。

このまんがを描きたい!と思ったのは、友人と子連れで唐津の反原発事務所を訪ねたのがきっかけでした。

「だって、ゲンパツは危ないって気づいちゃったからねー」

そこで活動されている方たちは素敵な笑顔で言いました。そして、配っているチラシや冊子を見せてくださいました。それはたくさんの情報が載っている濃密な資料でした。

「すごい!」と思うと同時に「でも、これ本当にみんな読めるのかな?」と思いました。

ゲンパツの危険に気づき、少しでも情報を知りたい、と思っている人には宝石のような資料でも、大多数のゲンパツにそんなに興味関心を払っていない人にとってはどうなんだろう?

帰り道、強い風の中、その風に負けないエネルギーを放ちながら走り回る子どもたちを見て「この子たちにも分かる、楽しいゲンパツのまんがが描きたいなー」と思いました。

早速、家に帰ってから冊子「アヒンサー」を読みました。色んな専門家や現場の方の声が載っていて、ますます「やっぱりゲンパツってダメだよな」という思いが湧いてきました。わたし自身、コンセンートの向こう側

のことはよく分かっていませんでしたので、講演会に行ったり、本や新聞を読んだりして調べつつ、物語を創っていきました。

ゲンパツって本当にややこしいですよ。(ちなみに私は高校生の時、化学専攻でしたが赤点ばかりでした…)よく分からないから考えるのをやめる、という人も多いと思います。

いち早くゲンパツに危険を感じ、活動・発信してきてくださった方たちのおかげで、わたしは『ゲンパッチー』を表現することができました。

小さい子どもから忙しいおとなまで、『ゲンパッチー』を楽しく読んで、たくさんの方がゲンパツのことを今より知ることで、遠くの誰かの問題ではなく、身近なご近所の問題のように感じられたら…。

「知る」ことから見える世界が変わります。

たくさんの方が知ることによって、新たな流れが生まれるかも!と思っています。ありがとうございました。



## お知らせ

### ■佐賀地裁傍聴をお願いします!

**12月13日(金) 13:20~門前アピール**  
14:00~行政訴訟 第24回口頭弁論  
意見陳述: 山中陽子さん(福岡市)  
14:30~全基差止 第32回口頭弁論  
意見陳述: 豊島耕一さん(久留米市)  
15:00~記者会見・報告集会

### ◆今後の予定(行政・全基)

2月21日(金)14:00~口頭弁論  
4月10日(金)11:00~証人尋問  
4月17日(金)13:00~証人尋問

**7月17日(金)**  
14:00~ 結審

### “12.2 反プルサーマルの日”

2009年12月2日は玄海原発で日本初のプルサーマルが始まった日です  
12月2日(月)  
9:00 玄海町役場集合  
9:30 玄海町長要請(予定)  
10:00 ポスティング・戸別訪問開始  
13:00 全体集会(公民館) 15時頃 終了予定

### 玄海原発原子力防災・避難訓練

**11月30日(土) 8~14時** 佐賀・長崎・福岡  
見学・監視行動に行きましょう!

## 会員募集中!

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円~。団体会員も歓迎!
- 振込先: 郵便振替口座 01790-3-136810 玄海原発プルサーマル裁判を支える会

## あなたのチカラが必要です!

- 座談会しませんか? 原発のこと、命のこと、少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!
- チラシ・ポスティングを一緒にしませんか?